

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

調査と情報

新しい世紀を迎えつつある今、日本農業の本格的な構造変化が始まっている。

通勤圏内での兼業機会の増大や兼業所得の低性と不安定性、国境措置による国内農業の厚い保護、そしてイエの存続を重視する文化的要因などさまざまな条件の下で、先進国としては類まれな小規模経営主体の農地利用構造が日本では維持されてきた。

このことをもって、これまでの農政が失敗であったと考える人は多い。現在の日本農業が国際的競争力を持たないのは事実だし、経済のグローバル化等の中で、今後日本農業が痛みを伴いながら変わっていくかざるをえないのもまた確かであろう。

しかし、護送船团的な日本農業の現状は、短期間で急速に近代化を遂げた社会

が辿らざるを得なかった、ある意味では必然的な道であり、後発資本主義国の発展過程で現われる一つの避けられない段階ではないかと私は考えている。そして、環境問題と資源の枯渇がさらに深刻化するであろう新しい世紀を迎えるにあたって、むしろその遺産であるプラスの側面を高く評価し

たいと思う。現在でも相当の山奥まで集落が広がり、そこに住む人々の努力で農村文化や里山の自然と共に、稲作という持続的で高度な農業が維持されている。都会生活者の多くが、原体験として農村風景を心に刻んでいることも、日本社会の大きな財産であるといえないだろうか。

二十一世紀の農協に期待されるもの

とはいっても、こうした状況を支えてきたさまざまな条件が、経済のグローバル化や世代交代の進行の中で大きく変わりつつあることも厳然とした事実である。土台が変わるのだから、その上の建造物（農業）の姿が変わるのは当然であろう。私たちが旧態依然と見なしがちな小規模兼業農家でさえ、実は環境変化への農家の巧みな適応の結果である。何人も、「万物は流転する」という真理を拒むことはできない。

こうした変化のなかで、これからの農協に求められているのは、まず新しい環境に適応すべく地域農業の転換を促進する役割であろう。そして、それとともに、「私たちの農業・地域社会はかく

ありたい」という、組合員や地域住民の希望を実現していく創造者としての力量であろう。農協がもし東京の霞ヶ関や大手町で作られる政策を実行するだけの機関なら、その使命はすでに終わっている。地域の実状を把握し、組合員や他の地域住民の意思を最大限に反映させながら、それぞれの地域で望ましい農業や地域社会のあり方をデザインし実現する創造力と実行力こそ、これからの農協に求められているといえるだろう。

二十一世紀はグローバル化の時代であるとともに、地域の時代である。自分たちの目で考え、新しいものを協同して造っていくことのできる若い人々が、それぞれの農協で育っていることを信じてたい。

(副主任研究員 須田敏彦)

今月のテーマ：農業再編における農協の役割

21世紀の農協に期待されるもの	1
21世紀に向けた地域農業振興	2
全農「安心システム」とその意義	3~4
地域農業振興と農協の役割(上)	5~6
都市農協の農業支援活動	7~8

ぶっくレビュー『20世紀社会主義農業の教訓』	9
あぜみち	10
虹のかけ橋	11
統計の眼「農用地利用調整に対するJAの取り組み」	12
編集後記	12

調査・研究ノート

全農「安心システム」とその意義

「急がれる」エコ農業への系統の取組み

一、第二二回全国JA大会

二〇世紀最後の本年一〇月に第二二回JA全国大会が開催されるが、この五月に策定された大会議案の組織協議案の中で特に注目される項目の一つが、「JAグループの経営・事業・組織の改革」の中の「経済事業の改革」である。これまで、JAの合併とあわせて経済事業の組織再編がすすめられてきたが、今回は新たな農業情勢に対応して組織から事業の機能そのものにズバリ切り込んだので、新たな取組みとして「安心システム」が打ち出されている。

この背景にあるのが消費者の安全性に対する根強いニーズと、有機食品等についての国際基準であるコーデックス等の動きである。昨年の新農業基本法の成立に付随してJAS法が改正され有機食品についての法的位置づけが与えられるとともに、本年七月にはコーデックス基準に沿った有機表示に関する基準が作成・公表され、来年四月からは「JAS有機」が出回るることによって、有機食品のまがいものは厳しく排除されることになる。

一方、新農業基本法と合わせて持続性の高い農業促進法も成立しており、有機農業

をはじめとした持続性の高い農業、環境にやさしい循環型農業への取組みが求められると同時に、それらの販売・流通ルートの整備も喫緊の課題となっている。

こうした一連の流れにもなう最近の流通での特徴的な動向をあげれば、有機基準が厳格に定められたのにもない、これまで若干の農薬等を利用しながらも有機ブランドで販売していたものの出回りが少なくなっている。

スーパー、外食等は一定量の有機農産物の調達是国内では困難となったことから、減農薬・減化学肥料栽培農産物の調達に力を入れはじめている。

有機農産物の調達については、商社等が中国をはじめとする海外からの開発輸入に力を入れている、等である。

全農「安心システム」はこうした海外からの有機農産物調達、減農薬・減化学肥料栽培農産物志向の動きにともない、農協経済事業の生残り策として打ち出されたものであると言つことができる。

二、全農「安心システム」
組織協議案「一、経済事業の改革」の第一番目に、「(一)消費者や取引先に評価され

る安全な農畜産物の提供」が掲げられており、さらに内訳として「ア、全国展開が可能となる『生産・販売一貫システム』の構築」として「産地および取引先との合意を前提に生産方法・生産工程等に関する情報を開示するとともに、検査認証によって安心・安全な商品提供をはかる全国展開が可能となる『生産・販売一貫システム』名称・安心システム」を構築します。」とされている。また、「イ、『安心システム』による産地および取引先との連携と事業化の推進」として「的確な生産の確保の観点から、産地に対する指導を行ないます。また、生産法人に対する出資も検討します。」

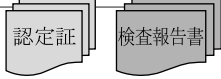
消費者・取引先参加型の一貫システム化を追求する観点から、生産現場検討を通じた生産方法・工程の合意形成と商品づくりをすすめます。」と続けられている。

すなわち生産指導をもとに消費者・取引先等のニーズに対応した農産物の生産を振興するとともに、その生産方法、生産工程等に関する情報を開示することとし、これを検査認証により客観化しようというものである。

全農「安心システム」の概要は表のとおりで、JAS法有機認証システムと比較してその特徴を列記すれば次のとおりとなる。有機農産物には限定せず、国産農産物全般を対象としている。

法律にもとづくシステムではなく、あく

消費者の視点から見た全農安心システムとJAS法有機認証システムの違い

視点	全農安心システム	JAS法有機認証システム
関心度	国産農産物全般が対象であり、不特定多数の消費者から強い関心を得ることができる	有機農産物に限定されているので関心は一部の消費者に限定される
信頼度	自主検査認証なので信頼性はシステム稼働後に評価される	法律によるシステムであり信頼性は高い
信用度	システムが客観性を持つかどうか消費者に評価される	認定機関はシステム稼働後に生産者に評価される
安全性	残留農薬検査等を義務付けていることから安全性の確認ができる	残留農薬検査等は任意であり安全性が確認できない場合がある
情報開示度	情報検索手法を表示してあることから知りたい情報を入手できる	JASマークと有機表示だけであり認定機関に問い合わせなければならない
検索方法	商品番号付認証マークによりインターネットでの情報公開を検討	それぞれの認定機関の対応方向による
情報内容	生産地域と生産者名と加工流通過程使われた生産資材と安全性の解説 美味しい食べ方、保存方法等 環境負荷軽減への取り組み内容	生産地域と生産者名と加工流通過程有機基準に合致しているかどうかの検査と認証の結果
購買方法	取扱い生協や量販店の個別店舗名を公表する ヴァーチャルモール（電子商取引）へのリンク	

まで全農による自主検査認証である。JAS法有機認証システムでは任意とされている残留農薬検査を義務づけている。インターネットでの情報公開をめざしている。

JAS法の有機、原産地等表示にとどまらず使われた生産資材と安全性の解説、美味しい食べ方、保存方法等、さらには環境負荷軽減への取組み内容についても情報公開の対象にしている。

これら農産物を取り扱う生協や量販店の店舗名も公表し、電子商取引へのリンクをもめざしている。

このように生産者組織としての特性を前面に打ち出し、すでに有機農産物の取扱いでは先行している大手量販店、商社等との差別化をめざしているものである。

三、先行してスタートした検査・認証制度
全農の検査・認証制度である「安心システム」は全国J A大会に先立って既にスタートしている。それだけ全農の本事業にかける意気込みを見て取ることができると同時に、大手量販店、商社等が着々と「有機ビジネス」、減農薬・減化学肥料栽培農産物の扱いを拡大しており、まさに農協の経営基盤そのものが切り崩されつつあることに対する危機感の表れでもある。

検査・認証制度は、認証に係わる重要事項の決定を行なう認証総合委員会の下に畜産、米穀、園芸の三つの品目別部会が設けられ、生産者、流通業者、消費者、学者・研究者等による、認証品目別に制定された基準に従って審査が行なわれ、認証の可否が判断される仕組みとなっている。

四、全農「安心システム」の意義
ところで我が国の自然条件、気候風土からして有機農業を一般化することが難しく、国際基準に対応した有機基準を作成する限り、現状では有機農産物の多くは海外に依存せざるを得ない。また、慣行農法で栽培

した農産物についても内外価格差が大きく、我が国農産物は価格競争力はない。現に中国をはじめとする野菜等の輸入増加はすさまじく、野菜生産農家は苦境に追い込まれている。

「有機」マークのついた安全なものは海外農産品、価格の安いものも輸入ものという流れの中で、国内農産物の意義そのものが問われているわけであるが、あらためて国民、消費者の国内農産物に対する理解、信頼を獲得していくためには、新農業基本法で明確に位置づけされた農業の多面的機能の発揮、循環型農業の形成と一体となった農業を早急に確立していくことが不可欠となる。土づくり、天敵利用、輪作等各種手法を活用しながら減農薬・減化学肥料栽培を実現していく「エコ農業」への取組みなくしては国内農業の維持・存続はもはや困難な状況に至っている。市場流通の多くを占め、生産農家への強い影響力を有する系統農協が、遅ればせながらも「エコ農業」に取り組むかどうかは、日本農業の維持・存続を決定的に左右することになる。当面、本システムは全農の直接の取引先を対象としたものではあるが、これを核にして経済連、さらにはJ Aまでも包摂したものとしていくことが次の大課題であり、全国J A大会での決議がこうした経済連、J Aでの取組みを加速することにつながることを心から期待したい。

(蔦谷栄一)

調査・研究紹介

地域農業振興と農協の役割

集落を基礎とした地域農業の振興 (上)

本年秋には、第二二回JA全国大会が開催される。今大会は、今世紀最後の大会であり、また二世紀に向けて農協が如何なる役割を果たしていくかが検討される重要な大会でもある。同大会議案には「農」の力を発揮する地域農業戦略づくり」に向けて、農協が地域農業振興の核としての役割を發揮していくことが明記されている。

ところで、こうした課題に農協が取り組んでいくにあたり重要なことは、これまでの取り組みの総括と現状の適切な把握に加えて、新たな環境変化を踏まえた明確な方針を策定していくことである。

本稿は、そうした方針づくりにあたって議論の参考に資するためのもので、とくに当総合研究所が昨年来の集落営農の実態調査を通じて明らかにした、集落の持つ合意形成機能の今日的意味を中心に課題を提起したものである。以下、二回にわたり述べてみたい。

一、日本農業の現段階の様相

日本農業の根幹をなす稲作農業が抱える最大の課題は、端的に言えば零細・分散錯雑の農地所有から、集団的・効率的利用へ

の転換を図り、そしてその利用主体、すなわち担い手をどう確立していくかにある。この課題の克服なくしては、米を中心とする国民食料の生産を将来にわたって安定的に供給していくことはできないであろう。

現状を概観すると、日本農業の担い手と目されている認定農家等を中心とする中核的農家や大規模経営体の育成は、未だ想定されたとおりには推移していない。また、一方で圧倒的多数の兼業農家によって担われている稲作農業は、高齢化と農業労働力不足、農業機械の過剰投資、後継者不在等の課題を抱え、また中山間地域や市街化区域で耕作放棄地、不作付地が急増している。加えて、今後一層農産物の自由化の進展が予想されるなかで、米価の低迷、転作強化は、担い手として期待されている中核的農家や大規模経営体等の営農意欲を低下させかねないといった危惧も生んでいる。

二、農協による地域農業振興の軌跡

こうしたなかで、戦後の地域農業振興に果たしてきた農協の役割を概観し、これからの農協の役割について若干触れてみたい。

(一) 農協創設期から一九五〇年代における農業の組織化

戦後新たに創設された農協が当初抱えた最大の課題は、財務基盤の弱さを背景とする経営不振の克服であった。その克服と組合員の協同活動を強めようと提起されたのが五五年の「農協総合事業計画運動」である。そして、この運動を支えたのが集落組織であった。

この時期の営農指導や農業の組織化の面では、営農改善指導が中心に据えられ、それまでの米麦を中心とした個別的・技術的な指導から、集落組織を基礎としつつ、農協事業の「総合化」「計画化」を視点に入れた個別経営の指導に重点を移していった。

農業の組織化の視点からみると、機械化以前でもあり村落共同体的な意識に基づく共同作業が主流であり、したがって、「生産の組織化」といった面ではいわば原初的な段階と云ってよいものであった。

(二) 生産組織の本格的展開と農協

六〇年代の高度経済成長期に入ると、それまでの自作農主義農政から農業基本法(六一年)による構造政策への転換が図られていく。しかし、農協系統は独自の「営農団地構想」(六二年)、「農業基本構想」(六七年)を打ち出し、これらは家族経営を基礎におきながらも機能的な部会組織である作物別生産組織を組織化しつつ、高生産性

農業の確立と生産から販売に至るまでの一貫体系を築こうというものであった。

これはまた、専門的農家を中核としながらも、兼業農家をも包摂した生産組織の育成をめざしたものであり、農政が推進する構造政策とは一線を画すものであった。そして、六〇年代半ば頃から急速に農業機械化が浸透したが、農業機械作業一貫体系による大型農業経営体はすぐには形成されないという判断もあり、地域農業の組織化の基本は兼業農家も摂取しつつ、従来の地縁的集落組織と機能面を重視した目的別生産組織の双方を織り交ぜた組織化がすすめられた。またこの時期、減反が恒常化していく中で、農用地の流動化・集団化等の農地利用調整については、その必要性を認めながらも具体的な取り組みには至っていない。

(三)協同活動強化運動と地域農業振興計画づくり

六〇年代以降の兼業化の深化と労働力の流失が、集落を基礎とした諸組織の機能分化と再編を余儀なくさせるとともに、それまでの農協の営農・生活にかかると組織・事業・運営全体を支えてきた基礎組織の脆弱化をもたらし、農協と組合員との結びつきを弱めることとなった。

こうしたことを受けて提起されたのが、「協同活動強化運動」(第一期七七、七九年、第二期八〇、八二年)である。この運動の

基本理念は、高度経済成長下における農協と組合員の結びつきの弱体化、集落機能の低下という反省に立って、農協の組織事業・運営を再度集落の機能に依拠しながらその再構築を図ろうというものであった。

この運動の大きな柱の一つである「組合員の営農と地域農業を協同活動で確立する」のなかには、営農改善計画に基づく地域農業振興計画の策定、中核農業者の育成、土地利用の高度化をはじめ、生産者の組織化、地域(集落ぐるみ)の農業の育成、さらには機械・施設の共同利用による投資の適正化・稼働率の向上が具体的内容として盛り込まれている。

とりわけこの時期は、水田利用再編第一期対策の終盤に当たり、転作作物の定着と集落ぐるみの地域農業の振興が大きな課題となっており、集落における集団的農地利用が不可欠なものと認識されていた。転作がもはや緊急避難的なものではありえず、土地利用型農業を中心とする地域農業の再編のためには、集落を基礎とした農業生産の組織化と集団的土地利用秩序が不可欠であること、そしてそれを可能とならしめるためには集落の合意形成機能を最大限に生かすことが必要であると認識されるに至ったといえる。

(四)地域営農集団の育成と農協

地域農業再編における土地利用秩序の形

成と生産組織の育成を図るため、集落機能の活用を明確に打ち出したのが、「日本農業の展望と農協の農業振興方策(八三、八五年)」である。この時期は、農産物の輸入増加や、土地利用型農業の国際競争力の低下が一段と明らかとなり、財界からの市場原理導入や生産コスト引き下げ要請が高まった時期であった。

農協は土地利用調整を軸としながら、労働力、農業機械・施設、副産物等の地域生産資源を地域単位に組織化し、その有効利用を進める推進力として、地域営農集団の育成を打ち出した。地域営農集団とは農業生産組織の新しい形態であり、地域ぐるみの農家の合意を基本とし、農作業などへの参加を通じて土地利用と地域の農業生産資源の有効活用を図ろうというものである。

この地域営農集団の育成方向は、多様なタイプを想定しながらも専門的農家層を中心とした耕作地の団地化を進め、地域農業の中心的担い手として育てていくといった方向と、二兼農家の果たしている役割を重視し、二兼農家も地域農業の一員としての位置づけるといった二つの方向づけがなされている。このように、地域営農集団の育成方針には、構造化の促進と非構造化の両面を併せ持ったところに特徴があり、集落営農集団の育成の基本的視点に関わる部分で曖昧性を残したことは否めない。(以下一七四号に続く)

(木原久)

現地ルポルタージュ

都市農協の農業支援活動

J A広島市を事例に

農業生産者の協同組合組織である農協も、農業生産者の減少や農村の都市化のなかで、農業者以外の様々なニーズへの対応を迫られている。その際に、当然のことながら、准組合員向けの信用や共済事業の比率が高まっていくと考えられる。

他方、「農」というアイデンティティを軸とした地域協同組合としての機能を発揮することもまた期待される。そのためには、地域住民が「農」を通じた農協と地域社会との相互浸透が求められる。信用や共済事業だけではなく、都市住民が農業に親近感を持つてこそ、農業を基盤とした地域協同組合の存在意義があると考えられる。そこで、本論ではそのような課題を考慮するための参考として、J A広島市の取り組みについて紹介したい。

一. J A広島市の概観

J A広島市は、一九九三年に八つのJ Aが合併し、さらに二〇〇〇年には一つのJ Aが合併に参加してできた広域農協で、現在組合員は約八万人を超える単協としては全国屈指の農協である。また、組合員の七割以上が准組合員で構成されており、都市

型農協の典型でもある。

事業総利益をみると、当然のことながら信用や共済の比率が高く、販売事業や加工事業からの利益はかなり低いのが現状である。しかしながら、一九九六年にJ A広島市営農振興計画(二一世紀へのグリーンエコノミー構想)を策定して、都市農業の在り方について独自の視点から農業振興を図っている。

大都市広島を消費地に抱えている同J Aにとつて、地理的には比較的有利な状況にある。事実、各種野菜やその加工品である広島菜漬など、農産物の生産は比較的盛んである。また、都市住民の農業に対する意識は高く、農業に対するニーズは単に農産物の供給だけではなく、伝統文化や景観や環境など多岐にわたっている。

このような都市住民のニーズを受けて同J Aは様々な取り組みを行っている。そこで、本論ではそのなかから、「都市住民の「農」への参加という視点から、「農業塾」と「アグリスクール」について紹介する。

二. 農業塾の設立

農業塾は、主に定年退職前後のサラリー

マンを対象に、一年間農業の基本的知識の習得を目的としている。一九九八年一月に設立され、今年で三年目を迎えている。講師は農協の営農指導員が担当し、農業高校の教科書を利用して、農業に関する基本的な知識を教えている。

二〇〇〇年度を例に取ると、受講コースは「野菜園芸」と「作物園芸」の二つで、それぞれ五四名、三四名が受講している。これまでの三年間の総受講者数は三三一名(うち三六名が職員)で、予想を上回る受講申し込みを受けているという。

講義は月二回の年間二四回となっており、そのなかには実地研修も含まれている。なお、受講料は各コース年間二万四、〇〇〇円で、複数コースの受講も可能である。また、講義の様子は農協の別会社のケーブルテレビにおいても放映されている。

第一・二期生を対象に受講生の構成をみると、非農家が半分近くを占めているという。これまでまったく農業とは縁のなかった都市住民が積極的に参加しており、彼ら(彼女ら)の農業に対する熱意が高いことを示している。

特に、コース受講が有料であるにも関わらず参加希望者が多数に上っているという事実は、都市住民の「農」に対する憧れの強さを如実に示しており、今後も希望者は増えていくものと考えられる。

興味深いのは、農業塾の活動がその後

継続している点である。まず、農業塾OB会があげられる。農業塾の卒業生が自らイニシアティブを取って、卒業後も親睦と交流を深めるとともに、情報交換を活発にするための組織を自ら設立した。

このような農業塾の塾生及びそのOBの活動に対して農協側も様々なアフターケアを行っている。その一つが、実践農業塾である。これは、市民農園を利用して実際の農作業を見学し、実践的な農業技術の習得する機会を提供する試みで、農協が広島市と共同で実施している。このような機会を提供することによって、少しでも実践的な農業に接することが可能になる。

もう一つが、新規就農支援システムである「アグリサポートニー」である。若い農業者を確保、育成するために支援する制度で、新規就農者にビニールハウスやかん水施設、農業機械等の貸出など、本格的な農業経営を目指す新規就農者への多彩な支援策を提供している。

三、アグリスクールの開校

アグリスクールは、小学生を対象に、「農」を通じて生命の尊さを学んでもらおうと一九九九年より開始されたいわば「子供版農業塾」である。一九九九年度には、四九名の小学生が八ヶ月にわたって、田植えや野菜の種まきなどを体験した。そのほかにヨーグルトづくり、紙すき、しめ縄作りな

どの体験教室やレクリエーションを行なっている。

二〇〇〇年度は、校舎も二つに増え、生徒数も八〇名まで増加している。なお、費用は一万八、〇〇〇円であるが、それでも希望者は多く、農業塾同様潜在的なニーズはかなり高いといえる。

アグリスクールは、農業塾とは異なり、農業の技術や知識を伝えることよりも、教育の一環としてとらえられている。自然に触れる機会が少なくなっている現代社会において、あらためて「農」を通じて「知・情・意・身体」といった多面的な自然観を育てるとともに、農業にかかわる諸問題や人間関係を学ぶ、いわばもうひとつの学校ともいえる存在である。

なお、農協側としては、あくまでも小学生の個人参加を求めている。学校との提携ではなく、直接農協が主催することによって、農協に対する小学生個々のイメージアップを図っている。

つまり、将来に向かって継続的な関係を構築できるいわば「農協ファン」を形成することもまた農協側の目的となっている。そうすることによって、脆弱な都市農業基盤の強化という直接的な目的だけではなく、その他の農協の業務との関わりを今後とも期待できると考えている。

四、地域社会への浸透 農採館

さらに、一九九八年に生産者と消費者が顔の見える交流の場として、また農協と地域社会との関係強化を図ることを目的に建てられたのが経済総合センター「農採館」である。これは、いわば地域の多目的複合施設で、大型農産物直売所「ファーマーズマーケット」と農協の関連会社が経営する焼肉レストラン「はつでい亭」、多目的施設である「コミュニケーションホール」、それにJA広島市の金融店舗である五日市中央支店から構成されている。

地元の各種活動と農協の事業との接点を設けるという試み自体興味深いのが、同時にコミュニケーションホールは、地元住民の各種活動に利用してもらおうなど、地域社会における求心力として期待されている。

現在はまだ一カ所のみであるが、将来的には各地域、特に各支所に設立し、それぞれの地域の求心力の場にしたいと考えている。このような試みが今後継続的に行われていけば、地域社会への農協の参画による地域の活性化などの具体的な成果が期待される。

(大江徹男)



がくしゅん

わが国の家族農業経営が脆弱化しつつあるなかで、多様な法人経営にそのひとつの解決策が見出されようとしている。本書でも、土地利用型農業における法人経営の事例として、有限会社、集落営農組織が法人化した農事組合法人、農協出資の農業生産法人、市町村農業公社が紹介されている。

こうした農業経営の法人化の方向を、かつて、二十世紀社会主義が農業生産協同組合や国营農場等の法人経営の創設を通じて行った実験を、当時よりはるかに高い技術水準のもとで追体験するものと解釈し、この実験から二十一世紀日本農業へのメッセージを読み取ることが本書のテーマである。

分析の対象である東ドイツでは、一九五一年から一九八九年まで西ドイツと比較して遜色のない経済成長を遂げたが、そのなかで農業部門の成長率は不安定であり、度重なるマイナス成長を記録するなど順調なものではなかった。農業の労働生産性の伸びも経済全体のそれに及ばなかった。食肉消費量の急速な増加に対して飼料穀物の生産が追いつかず、一九七三年から九年間連

続して貿易赤字を記録するなか、穀物輸入は原油輸入と並んで外貨不足の大きな要因となった。基本食料、特に畜産物消費は量的には西ドイツに追いついたが、果実や飲料など嗜好性が強い食品の一人当たり消費量は、西ドイツにキャッチアップできなかった。

東ドイツ社会主義農業では、農地は大部分が私有であったため、法人経営の圧倒的部分は生産農業協同組合が担っていた。これは当初、土地改革後の個別農業経営を持ち寄って結成され、徐々に規模を拡大した

『二十世紀社会主義農業の教訓』

二十一世紀日本農業へのメッセージ

谷口信和著（農山漁村文化協会）

が、特に一九七〇年代、農業の工業化路線により、合併による大規模化、耕種と畜産の経営分離が実施された。しかし、圃場の

大規模化が逆に分散地等を生み出し、実質的な不作付地が拡大したと踏圧問題、画一的な航空防除・施肥による肥料・農薬の投入効率の悪化、穀物・根菜類の連作などが低単収をもたらした。また、耕種と畜産の分離によつて物質循環の攪乱が生じ、飼料と液肥・堆肥の過剰と不足の併存、それらの輸送距離・費用の増大等により収益性が悪化した。これらにより、一九八〇年

代には法人経営の規模はかえって縮小されることとなった。

これらをうけて、著者の日本農業へのメッセージは以下のようなものである。従来の家族農業経営とは異なる、多様な法人経営の可能性を広げる。そこでは、若者が安心して働けるような労働報酬条件を確保し、休暇や住宅等の福利厚生条件の改善を図る。他方で、こうした経営は植物工場や動物工場であつてはならず、地域の自然条件・社会経済条件を十分に活かし、それらを歴史的に担ってきた家族経営や集落との新たな

連携を作りだす。新たな経営体相互が連携するとともに、JA等の流通組織と広範に協力する。消費者の農産物消費と農業体験の総合性に対する要求に対応し、耕種と畜産の経営内・地域内結合を図る。若者とともに老人が活躍する場を提供する新たな社会的役割を農業が担う。などである。

法人経営であるなら、あるいは大規模であるなら経営的に良好な結果が得られるというものでもなく、当然ながら、土壌や作業条件、機械体系、市場や地域とのつながりなど、経営の観点、およびそれ以外の観点から考慮すべき点が多いと感じた。

（一九九九年一〇月、三一六頁、三、二〇〇円）

（桜井慎悟）

統計の眼

農用地利用調整に対するJAの取り組み
 農業の構造変化がすすむ中で、農地利用の調整におけるJAの役割に期待が集まっている。従来、JAは兼業農家偏重で将来地域農業の中核的担い手となる専業の大規模農家・組織に冷たい、といわれることが多かった。そうした農家・組織のJA離れもしばしば報告されている。

しかし、高齢農業者のリタイアや経営規模の縮小に伴い、彼らから放出される農地を担い手である大規模農家や組織にいかにもスムーズに移譲していくかが、地域農業の促進者としてのJAに、今後期待される役割であろう。貴重な資源である農地を効率よく利用する担い手に集積すると同時に、地域社会の維持と活性化環境保全などを視野に入れながら、新しい地域農業のあり方をデザインする力がJAに強く望まれる。

しかし、全中の調査によると、こうした農地利用調整事業をすでに実施しているJAは増加傾向にあるとはいえ、まだ少数派である(表)。最も多いのは、農作業受託の斡旋で、全JAの四五%が行っている。他方、経営受託、農地賃貸借、農地信託、農地売買にまで踏み込んだ利用調整事業を行っているJAはまだごくわずかである。

農用地利用調整を実施しているJA

		1990年	1993年	1996年	1999年
全JA数		3,481	2,945	2,223	1,532
割合(%)		100.0	100.0	100.0	100.0
農地保有合理化事業	農地売買事業	-	-	-	128
	農地賃貸借事業	214	469	234	373
	信託等事業	-	-	5.2	3.3
	研修等事業	-	-	124	79
農地信託事業		247	238	125	75
		7.1	8.1	5.6	4.9
農業経営受託事業	JA直営	200	109	85	67
	斡旋	5.7	3.7	3.8	4.4
農作業受託事業	JA直営	706	428	344	214
	斡旋	20.3	14.5	15.5	14.0
農作業受託事業	JA直営	577	444	421	340
	斡旋	16.6	15.1	18.9	22.2
		-	1,105	912	691
		-	37.5	41.0	45.1

(注) 農地保有合理化事業(賃貸借)について、90、93年は市町村基本構想記載JA、96年は合理化法人として事業実施しているJAを記載。
 (出典) 全中「JAの活動に関する全国一斉調査」平成11年

農家の高齢化の一層の進行や輸入自由化の進展など、農業の環境変化がさらに進めば、農地利用調整における地域社会の要請は、作業受委託から賃貸借、そして農地売買へと進んでいくことも予想される。これに伴い、JAも、より本格的に農地利用調整事業に取り組むことが期待されよう。
 (須田)